

## 第②章 環境行政の総合的推進

### 第1節 北九州市環境基本条例

#### 1 制定の背景

本市では、平成8年3月に本市の環境保全行政の具体的な行動計画となる「アジェンダ21北九州」を策定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市づくりを進めていくための施策に積極的に取り組んできました。

しかしながら、近年、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題や化学物質による環境汚染など、社会を取り巻く環境問題は多様化し深刻化してきました。

この様な中、本市では、従来の産業型公害、都市・生活型公害等に加え、多様化する環境問題に体系的かつ持続的に取り組んでいくため、今後の本市の環境行政の進むべき方向や市民・事業者・行政の役割などの基本理念を定めた「北九州市環境基本条例」を制定し、平成13年1月1日に施行しました。

条例には、公害克服の経験を生かした環境国際協力や環境産業の振興などの本市の特徴的な取組のほか、化学物質対策や自動車公害対策などの市民に身近な環境保全対策、環境教育・学習の推進など市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進させるための規定などを設けています。

#### 2 基本理念

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の構築による次世代への良好な環境の継承  
安全で快適な生活環境の確保  
豊かな自然環境の保全  
地球環境保全のための取組の推進  
アジア等の海外の地域との環境国際協力  
市民・事業者・行政の役割

#### 3 環境保全の総合的推進のための施策

環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画(環境基本計画)を定めるとともに、具体的な施策の制定・実施にあたっては、この基本計画と整合していなければならないことを規定しています。

なお、当面の間は、平成8年に策定した「アジェンダ21北九州」を環境基本計画として位置付けることとしています。

#### 4 環境保全の個別分野における施策

廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの促進や環境国際協力の推進、自動車公害問題や化学物質による環境汚染への対応など、市が重点的に取り組まなければならない環境保全に関する個別分野の基本的施策を規定しています。

## 5 市民及び事業者の環境保全活動の促進

市民や事業者が取り組まなければならない環境の保全に関する活動について、市が促進を図るよう必要な措置を講じなければならないことを規定しています。

## 6 施策の推進体制の整備等

環境の保全に関する施策について、市が総合的な調整を行い、計画的に推進するため、体制の整備などを行わなければならないことを規定しています。

## 7 北九州市環境審議会

「北九州市環境基本条例」の制定に伴い、「北九州市環境審議会条例」を廃止し、北九州市環境審議会の設置について環境基本条例に規定しています。

# 第2節 アジェンダ 21 北九州

## 1 策定の背景及びこれまでの経緯

本市は、高度経済成長期に、大気汚染や水質汚濁など、さまざまな公害を経験し、「公害防止条例」の制定や「公害防止計画」の策定、監視・指導体制の整備等を図るとともに、市民・事業者・行政等が一体となって公害対策に取り組んだ結果、青空が、きれいな川が、魚や野鳥が戻るまでに、環境は改善されてきました。

昭和61年に「北九州市環境管理計画」を策定し、本市の豊かな環境を適正に保全・活用しながら、公害の防止、自然環境の保全や快適な環境づくりを目指し、長期的な視野に立って環境施策を計画的に推進してきました。

また、昭和63年には、本市の基本構想である水辺と緑とふれあいの「国際テクノロジー都市へ」を基調テーマとする「北九州市ルネッサンス構想」を策定し、まちづくりの中に環境の視点を盛り込み、市民生活の質的向上と安全で快適な環境都市づくりを目指しています。

このような地域での取組に加え、公害の克服の経験等を生かした環境に関する国際協力を積極的に推進した結果、二度の国際的な表彰など、本市の環境保全に対する取組は国の内外から高い評価を受けています。

一方、最近では都市・生活型公害や身近な自然の減少といった従来型の環境問題に加え、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など影響が広範囲にわたる環境問題の顕在化により、多岐にわたる対応が求められるようになりました。

しかし、今日の環境問題の背景には、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造・経済構造による市民の日常生活が深く関わっており、これまでの取組では適切な対処ができない状況にあり、新たな対応が必要となってきました。

そこで、地球的環境保全を視野に入れた環境の保全全般にわたって、市民・事業者・行政などの役割や行動の方針を明らかにし、それを着実に推進していくため、地球サミットで採択された「アジェンダ21」の本市版として、市民等の意見を取り入れ、平成8年3月に「アジェンダ21 北九州」を策定しました。

## 2 アジェンダ 21 北九州の構成

本計画は、「アジェンダ 21」で提示された「持続可能な発展」を地域の諸活動に当てはめて、市民・事業者・行政等の各主体が 21 世紀に向けて取り組まなければならない環境保全上の課題を整理し、その達成に向けた具体的な行動や施策を総合的に推進していくもので、今後の環境施策の基本となる計画です。

### (1) 基本理念

「北九州市ルネッサンス構想」を環境面から推進していくために、「持続可能な発展」をキーワードにして、次の三つの基本理念を掲げています。

- ア 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市の構築
- イ 都市・生活型公害の克服と快適環境の創造
- ウ 環境国際協力の推進

### (2) 計画期間

平成 7 年度～平成 17 年度

### (3) 基本的方向

三つの基本理念を実現するために、次の五つの基本的方向を定めています。

- ア 環境との共生による地域発展が図られるまち
- イ 環境に配慮された地域社会や市民生活が形成されるまち
- ウ 公害のない、健康で快適な生活環境が確保されるまち
- エ 恵み豊かな自然が保全され、自然とのふれあいが確保されるまち
- オ 地球環境保全で世界に貢献するまち

この基本的方向に沿って、20 の行動方針を定め、市民・事業者・行政などが公平な役割分担のもとに、「アジェンダ 21 北九州」に掲げた取組を自主的・積極的に行うこととしています。

このため、市民・事業者・行政などが果たすべき役割を定め、それぞれが連携・協力して、地球環境保全に配慮した快適な環境都市づくりを目指しています。

ジェンダ21構成図

